

大船渡港船舶入出港安全基準

<入港のしおり>

第1 目的

大船渡港に入出港する船舶に対して、港湾関係者等が関係諸法令に基づき、船舶の航行等における遵守すべき基本事項をとりまとめ、船舶が本基準に則り適切に運航されることにより、海難防止と海上交通の円滑化を図ることを目的とする。

第2 基準の運用

- 1 本基準は、大船渡港港域・港湾区域に適用する。(別図1参照)
- 2 本基準は、前項の海域を航行する船舶を対象とする。

第3 岸壁の利用

- 1 大船渡港における公共・専用係留施設の諸元及び対象船型は別紙1のとおり。
- 2 大船渡港において岸壁を利用する船舶は、気象及び他の船舶の動静など周辺環境に十分留意し、安全かつ適切に利用すること。
- 3 岸壁への接岸及び係留に際して、岸壁への衝突や防舷材の破損その他事故の防止に努めなければならない。
- 4 公共岸壁を利用しようとする者は、大船渡土木センター(以下「港湾管理者」という。)に対して使用許可申請等、所定の手続きを行うとともに、関係者が参集する会議等において、必要に応じて他の船舶との利用調整を行うものとする。

なお、企業専用岸壁の利用者については、港内の他の船舶の動静を把握するため、同会議等で他の船舶との利用調整を行うものとする。
- 5 その他企業専用岸壁の利用など、当該基準に定めのない事項については、各岸壁において定められた基準等に従うものとする。
- 6 船舶は原則、入港から出港までの間、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」に照らして、利用水域の最浅部に対して、常時、最大喫水のおおむね10%以上の余裕水深を確保すること。

この場合、水深は海図記載のものとし、潮汐を加味しない。

第4 航行支援体制

- 1 40,000DWT級貨物船及び外国船は、水先人・曳船を要請すること。
- 2 全長240m級大型客船は、曳船を要請すること。

また、必要に応じて水先人の要請を検討すること。

第5 水域利用調整 (別図2・3参照)

- 1 外国船及び大型船舶(概ね10,000GT以上)は、珊瑚島の東側水道を航行して入出港すること。
- 2 外国船及び大型船舶(概ね10,000GT以上)は、珊瑚島の東側水道での船舶同士の行会いを防止するため、他船舶等との水域利用調整を行うこと。

第6 安全対策

- 1 港内の視程が1,000m未満の場合は、入出港を行わないこと。
- 2 40,000DWT級貨物船及び全長240m級大型客船は、夜間における水道航行はできる限り避けるよう検討すること。
- 3 港内航行中は、常時VHF16チャンネルを聴取しなければならない。
またAIS(船舶自動識別装置)搭載船は、適正な運用を行うとともに、その情報を活用し事故防止に努めること。
- 4 係留中は風、波浪、水流等による船舶の動揺に応じて係留索を適切に用いて保船に留意すること。
- 5 荒天避難等で入港予定の船舶はETA(到着予定時刻)等を代理店、港湾管理者及び大船渡・陸前高田地区船舶安全対策協議会(事務局:釜石海上保安部交通課)にメール等により通知すること。
なお、通知の際、緊急の連絡先として、船舶電話または携帯電話の番号を連絡するものとする。
- 6 出入港船舶の航跡波により、漁業施設等で作業する漁船員の海中転落が危惧されることから、港内は安全な速力で航行すること。(別紙2参照)
- 7 走錨事故を防止するため、自船の船位、錨泊状況の常時監視、気象海象の把握、国際VHFの常時聴取など、適切な守錨当直(荒天当直)を実施すること。
なお、船位保持が難しい場合は、安全な海域への移動等、時期を失することなく適切な対応を図ること。
※走錨事故防止ポータルサイト
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kaijyoukoutu/subibyo.html>
- 8 大船渡ドックから大船渡港珊瑚島北灯台を結んだ線の西側には、漁具を設置しないこと。

第7 地震、津波、台風及び発達した低気圧等異常気象時の対応

津波、台風及び発達した低気圧等の異常気象又は海象に関する船舶等の対応については、別記「大船渡・陸前高田地区における船舶異常気象等対策要領(大船渡・陸前高田地区船舶安全対策協議会策定(平成18年2月)制定)」によること。

第8 関係法令

1 港則法第15条（出船優先）

湾口防波堤の入口又は入口付近で他船と出会うおそれのあるときは、入港する船舶は、湾口防波堤の外で出航する船舶の進路を避けなければならない。

2 港則法第16条（危険な速力）

船舶は、港内及び港の境界附近においては、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。

3 港則法第17条（右小回り、左大回り）

船舶は、港内においては、防波堤、ふとうその他の工作物の突堤又は停泊船舶を右げんに見て航行するときは、できるだけこれに近寄り、左げんに見て航行するときは、できるだけ遠ざかって航行しなければならない。

4 港則法第18条（航法）

汽艇等は、港内においては、汽艇等以外の船舶の進路を避けなければならない。

※汽艇：総トン数20トン未満の汽船

第9 その他（問合せ先・入港通報）

1 岩手県沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

住所：岩手県大船渡市猪川町字前田6-1

電話：0192-27-9919

FAX：0192-27-3225

Mail：BG0005@pref.iwate.jp

2 大船渡・陸前高田地区船舶安全対策協議会

（事務局：釜石海上保安部交通課）

住所：岩手県釜石市魚河岸1-2

電話：0193-22-3830

FAX：0193-22-4190

Mail：jcg-2kamaishi-koutsu@gxb.mlit.jp

令和5年11月29日策定

大船渡港公共・専用係留施設一覧

別紙 1

令和5年11月29日現在

1 公共係留施設

地区名	施設名	バース数	延長	対象船舶
野々田	岸壁 (-13.0m)	1	270m	40,000DWT
	岸壁 (-7.5m)	2	260m	5,000DWT
	岸壁 (-4.5m)	2	120m	1,000DWT
茶屋前	岸壁 (-9.0m)	2	330m	10,000DWT
	岸壁 (-6.0m)	2	210m	2,000DWT
山口	岸壁 (-7.5m)	1	130m	5,000DWT
永浜	岸壁 (-13.0m)	1	290m	40,000DWT

2 現有専用係留施設

地区名	施設名	バース数	延長	対象船舶
赤崎	岸壁 (-9.5m)	2	283m	10,000DWT
	岸壁 (-7.5m)	1	12m	1,500DWT
	岸壁 (-7.3m)	1	60m	6,000DWT
	岸壁 (-7.0m)	1	33m	2,000DWT

【航跡波注意】

大船渡湾内、航跡波注意

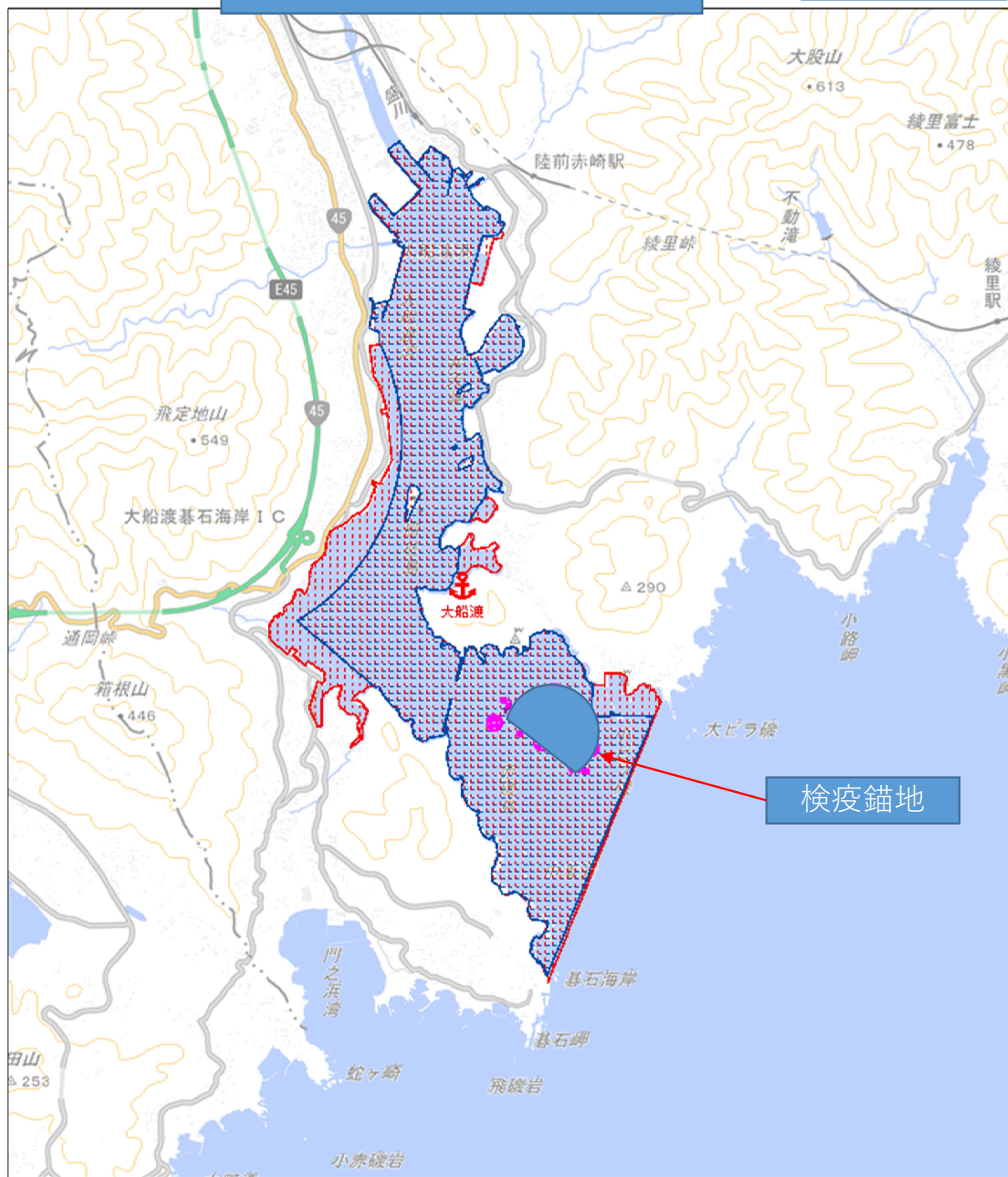


漁業従事者、海中転落事故の恐れ

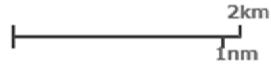
徐行 SLOW DOWN

航跡波により湾内での漁船転覆や漁業者の海中転落が危惧されています
急ぐ気持ちを思いやりに変えて、出入港時には徐行をお願いします

大船渡市・大船渡市漁業協同組合



検疫錨地



- 検疫錨地
- 港湾区域
- 港則法区域
- 港則法びょう地

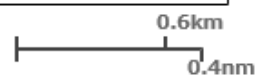
- 港則法適用港

いくつかの凡例はスペースの制限のため表示されないことがあります。
国土地理院(GSI) | 海上保安庁 (JCG)

簡易標識設置位置図 大船渡港全域



- . . . 左舷標識 (灯色：緑)
- . . . 右舷標識 (灯色：赤)
- . . . 特殊標識 (灯色：黄)



別記

大船渡・陸前高田地区における船舶異常気象等対策要領

この要領は、大船渡・陸前高田地区船舶安全対策協議会規約（平成26年6月16日一部改正）第3条（6）及び（7）に基づき策定するものである。

第1 目的

協議会会員（以下「会員」という。）及びその組織が迅速かつ的確に自主的な対応を図ることにより、人身及び船舶の災害を未然に防止する或いは被害を最小限に留めることを目的とする。

第2 定義

- 1 「異常気象等」とは、台風、異常な低気圧（いわゆる爆弾低気圧など）、地域特有の季節風に伴う荒天及び地震に伴い発生する津波などの気象、海象をいう。
- 2 「勧告」とは、港則法第39条第4項（同法第43条により準用する場合を含む）に基づき釜石港長（釜石海上保安部長）が船舶に対し必要な措置を講じるべきことを勧めるため、かつ、会員及びその組織が自主的な対応を図ることを促すために発出する「勧告（警戒体制）」及び「勧告（避難体制）」をいう。
- 3 「勧告（警戒体制）」とは、台風及び発達した低気圧等への対応で、荒天準備を含む自主的な安全措置を促す体制、並びに、津波への対応で、気象庁から津波注意報が発表された場合に、荷役・作業中止、係留強化、陸揚げ固縛又は港外退避等の自主的な安全措置を促す体制をいう。
- 4 「勧告（避難体制）」とは、台風及び発達した低気圧等への対応で、沖合避難等、危険を防止するため自主的な安全措置を促す体制、並びに、津波への対応で、気象庁から大津波警報・津波警報が発表された場合に、荷役・作業中止、陸揚げ固縛、陸上避難又は沖合避難等の自主的な安全措置を促す体制をいう。

第3 情報伝達

- 1 釜石港長及び釜石海上保安部長から勧告等が発出された場合は、電話、ファックス等を利用し会員に伝達する。
- 2 事務局は、別表2「大船渡・陸前高田地区における船舶安全対策協議会連絡系統図」に従って、直ちに会員に伝達する。
- 3 情報伝達訓練は、原則として毎年1回実施する。

第4 船舶等の対応

- 1 会員は、気象庁から異常気象等に関する情報が発表された場合は、別表1の対策を講じるものとする。ただし、津波による勧告の発出にあつては、大規模災害による通信回線の断絶等が考えられることから、釜石港長及び釜石海上保安部長からの勧告等を入手するしないに拘わらず、別表1の対策を講じるものとする。
- 2 気象庁が異常気象等に関する情報を解除した場合であっても、港内に被害が認められた場合、船舶の入港は、釜石港長及び釜石海上保安部長の指示に従うものとする。
- 3 会員は、日頃から会員の組織及び関係する船舶の船長等に別表1の対応策について周知徹底を図るものとする。

第5 避難措置

- 1 避難する海域は、可能な限り距岸距離を確保した沖合等が理想であるが、各船は各船の状況、当該位置等に応じて設定するものとする。
- 2 避難順序は、基本的には出港準備が完了した船舶から順次避難を開始するものとする。
ただし、その際、他船の動向に十分注意するものとする。
- 3 人命の安全を最優先する。

第6 通信連絡体制

- 1 避難船舶は、VHF、船舶電話等の連絡手段を常時開設しておき、関係機関との連絡体制を確保しておくものとする。
- 2 避難中、自船及び他船が被害又は漂流中の航路障害物等を認めた場合は、速やかに釜石海上保安部又は最寄りの海上保安機関に通報するものとする。

第7 陸上避難場所の確保

会員は、関係船舶乗組員の陸上避難に備え、予め関係機関と調整のうえ避難場所等を選定しておき、常日頃から関係船舶乗組員等に周知を図っておくものとする。

第8 その他

勧告等の内容は、別紙のとおりとする。

別表1

(異常気象等発生時の対応基準表)

別表2

(大船渡・陸前高田地区における船舶安全対策協議会連絡系統図)

別紙

(異常気象等発生時の対応基準表の別紙 1～8)

【異常気象等発生時の対応基準表等】

